

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表

付表と一致させる

相談支援の種類		特定相談支援・障害児相談支援	事業所名		〇〇相談支援センター																																			
職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28										
			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土										
管理者	常勤・兼務	沖縄 次郎		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	160	40.0	1.0	
相談支援専門員	常勤・兼務	沖縄 次郎		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	160	40.0	1.0	
〃	常勤・兼務	沖縄 三郎	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	160	40.0	1.0		
〃	常勤・専従	沖縄 賢一			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	160	40.0	1.0
〃	非常勤・専従	沖縄 賢三	8					4	8	8					4	8	8						4	8	8					4	8	8			4	8	80	20.0	0.5	
合計			16	24	32	32	32	28	16	16	24	32	32	32	28	16	16	24	32	32	32	28	16	16	24	32	32	32	28	16	16	24	32	32	32	28	16	720	180.0	4.5
1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数																															40									
営業時間			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	224			

管理者が相談支援専門員と兼務する場合は2度記載する

常勤換算後の人数(小数点第2位を切り捨て) = 週平均の勤務時間 / 1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数

営業時間は相談支援専門員の勤務時間内でしか設定できないことに注意!! 運営規程と一致させること。

各事業所が同一敷地内(近接地を含む。)にあって、相談支援専門員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。

- 注1 4週間の標準的な勤務体制を記載してください。
- 注2 『職種』欄は、「管理者」及び「相談支援専門員」を記載し、『勤務形態』欄は、「常勤・専従」、「常勤・兼務」、「非常勤・専従」、「非常勤・兼務」のいずれかを記載するとともに、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。
- 注3 『常勤換算後の人数』の算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 注4 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の管理者が、当該事業所と一体的に管理運営されている一般相談支援事業所の管理者と兼務する場合は、便宜上、各相談支援事業所をひとつの事業所とみなして、「専従」としてください。
- 注5 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、当該事業所と一体的に管理運営されている一般相談支援事業所の相談支援専門員と兼務する場合は、便宜上、各相談支援事業所をひとつの事業所とみなして、「専従」としてください。
- 注6 注4の管理者が、当該事業所(当該事業所と一体的に管理運営されている一般相談支援事業所を含む)の相談支援専門員又は当該事業所以外の事業所の管理者若しくは従業者と兼務する場合は、「兼務」としてください。
- 注7 注5の相談支援専門員が、当該事業所(当該事業所と一体的に管理運営されている一般相談支援事業所を含む)の管理者又は当該事業所以外の事業所の管理者若しくは従業者と兼務する場合は、「兼務」としてください。